

令和7年度

人材確保や
職場環境整備
のための！

オンライン開催
参加無料！

働き方改革推進セミナー

県と鹿児島労働局、鹿児島働き他方改革推進支援センター(県社会保険労務士会)が連携し、働き方改革関連法の説明や具体的取組の進め方、支援制度などについて、事業主等向けのWebセミナーを開催します！

セミナー・プログラム

14:00～ 解説(40分) ※ 日程ごとに1テーマ

第1回
10/9

職場のハラスメント対策について

講師：末松 亜希子(鹿児島労働局 雇用環境改善・均等推進指導官)

●パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の概要及び職場のハラスメント防止と起こってしまった際に事業主が講ずべき措置について解説します。

第2回
10/15

休暇取得促進について

講師：永田 めぐみ(働き方・休み方コンサルタント)

●労働基準法の改正により、企業には従業員に年5日以上の子年次有給休暇を確実に取得させる義務が課されました。年次有給休暇の基礎知識から、年5日の確実な取得のために企業に求められる対応までを解説します。

第3回
10/21

同一労働同一賃金について

講師：山崎 秀一(鹿児島働き方改革推進支援センター長)

●正規雇用労働者と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇差の解消のための取組について解説します。

第4回
10/27

長時間労働縮減について

講師：高井 浩二(鹿児島労働局 主任監察監督官)

●時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法制化され、平成31年4月1日から順次施行されました。令和6年4月1日からは、上限規制が猶予されていた事業・業務についても適用猶予措置が終了し、上限規制が適用されています。法改正等を踏まえた企業の働き方改革のための取組について解説します。

14:40～ 連絡事項(20分)

対象・定員

- 県内事業所の経営者、人事労務担当者等
- 定員なし、無料

特記事項

- 受講には「Webex」(無料ソフト)が必要です。

申込先

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/BsNVzXr1>

問合せ先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課

電話：099-286-3017

Mail：r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

